

大阪大学における内部質保証の基本方針

(令和5年2月2日 計画・評価委員会決定)

1. 趣旨及び目的

大阪大学は、「知の創造、継承及び実践」を使命とし、「地域に生き世界に伸びる」をモットーに、学問の独立性と市民性を備えた世界水準の高度な教育研究を推進するとともに、次代の社会を支え、人類の理想の実現をはかる有能な人材を社会に輩出することを目的としている。

本方針は、本学がその目的に則した活動において常に高い質を保つため、教育研究等の状況を点検及び評価し、自ら改善及び改革を行う内部質保証システムを有効に機能させるとともに、それらの成果を社会と共有することによって新たな価値を共創し続けることを定めたものである。

大学は法制上、その教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが学校教育法で定められている。また、文部科学大臣の認証を受けた者による定期的な評価（認証評価）を受けることが義務づけられており、その満たすべき大学評価基準においても、自ら定めた教育研究等の質を担保する内部質保証システムが機能していることが強く求められるようになっている。

そもそも大学は自らの理念、目的を持った組織体であり、それを達成するため教育研究等の活動を自律的に行う必要がある。さらには公共的役割を国民から付託された存在として、教育研究活動を通じ、学界、産業界、地域社会などのさまざまな関係者と共有する価値を高めていくことが求められている。大阪大学は、常にさまざまなステークホルダーのニーズを把握し、社会との共創活動を通じて教育研究活動を改善、改革していくことを目指すものである。

2. 基本的な考え方

- (1) 本学の理念、目的、目標の実現に向けて、教育研究をはじめとする諸活動について自ら点検及び評価を行い、大学機関別認証評価の評価基準など大学として具備すべき基準等を備えるとともに、その結果を踏まえて質の向上に向けた改善及び改革を恒常的に推進し、高い質を保証する。
- (2) 全学における内部質保証の推進を実施する組織として、質保証推進担当理事を委員長とする計画・評価委員会を置き、全学的観点から自己点検・評価及び改善を行う。
- (3) 各教育プログラムの内部質保証については、教育担当理事を委員長とする教育課程委員会が行い、計画・評価委員会はその結果を確認する。
- (4) 自己点検・評価結果を公表し、学内外のステークホルダーから意見を聴取し、本

学の価値を向上するための改善及び改革に活かす。

3. 責任者及び実施体制

- (1) 本学における内部質保証を推進するために統括責任者を置き、総長が任命する質保証推進担当理事をもって充てる。
- (2) 本学における内部質保証を推進するための責任組織として、質保証推進担当理事を委員長とする計画・評価委員会を置き、全学の自己点検・評価を取りまとめるとともに、改善状況の確認を行う。
- (3) 各組織は、その長が組織の活動について質を保証する責任を有し、各理事は別表に掲げる全学的活動、機能及び所管する組織に関する質保証の責任を有する。
- (4) 内部質保証としての全学的な自己点検・評価及び改善、向上の実施に関する必要な事項は別に定める。

【内部質保証の責任体制】

機 能	内部質保証の責任を有する者
教 育	教育担当理事
研 究	研究担当理事
社会との共創	共創担当理事 広報担当理事 社学アウトリーチ活動担当理事
グローバル化	グローバル連携担当理事
業務運営	人事労務担当理事 財務担当理事 リスク管理担当理事 事務組織担当理事
施設設備	施設担当理事 情報推進担当理事 図書館担当理事
学生支援	学生支援担当理事
学生受入	入試担当理事